

令和3年度
近畿環境パートナーシップオフィス(きんき環境館)
運営等業務計画

令和3年5月31日

一般社団法人 コミュニケーションデザイン機構

目次

●基本設計	3
●業務運営体制	5
●人員配置	6
●事業運営方針	7
●事業実施計画	8
(1) 運営協議会の設置・開催	8
ア きんき環境館アドバイザー委員会の設置・開催等	8
イ 近畿ESDセンター企画運営委員会の設置・開催等	8
(2) 基本業務	9
ア Webサイト等を活用した情報発信、PR	9
① Webサイト、メールマガジン等での情報発信	9
② 動画系SNS(YouTube)での情報発信	10
イ 相談対応・対話の場作り等	11
① 相談対応	11
② 情報交換会(脱炭素)	11
③ 情報交換会(環境教育等促進法)	12
ウ 全国事業に関わる業務	13
エ 施設の維持・管理	13
オ 各種情報の受発信	13
(3) 地域循環共生圏の創造に資するための推進業務	14
ア 地域プラットフォームの環境整備支援等業務	14
イ 地域循環共生圏プラットフォーム意見交換会等業務	14
ウ 環境省、GEOCが主催する下記の会議等への参加	15
エ 支援チーム派遣の団体の活動の情報共有	15
オ 森里川海推進ネットワーク形成会合の開催	16
カ 地域循環共生圏パートナーシップ基盤強化事業	17
キ その他	18
(4) 近畿ESDセンター業務	19
ア ESD活動に関する相談・支援、ESD活動に関する域内情報の収集・発信、ESD活動に関するプログラム・資料等の収集・提供	19
① ESD活動に関する相談・支援	19
② 地方センターWebサイトのコンテンツ等の作成、運用等	19
イ 域内外の多様な主体の連携促進、交流の機会の提供	20
ウ ESD活動に関するネットワークの構築	22
① ESD推進ネットワーク地域フォーラムの開催	22
② 地域ESD拠点等のESD活動の支援	22
③ 地域でESDを推進する拠点のニーズの把握	23
エ 地域循環共生圏への協力、全国センターとの連携協力の推進等	23
(5) 近畿地方環境事務所との協働による事業	24

●基本設計

1. 業務の目的

(1) 近畿環境パートナーシップオフィス運營業務

持続可能な社会を構築する上で、国民、民間団体等が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることに加え、これらの取組を効果的に進める上で協働取組が重要となる。

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下「環境教育等促進法」という。)第19条において、「国は、国民、民間団体等が行う環境保全等を効果的に推進するため、情報提供や助言、交流機会の提供等を行う拠点としての機能を担う体制の整備に努めること」とされており、同法第7条で定める国の方針(以下「促進法基本方針」という。)により、環境省においては、協働取組を構築・促進するための中核的な担い手として「環境パートナーシップオフィス(以下「EPO」という。)」を全国に設置し、事業を実施している。

近畿地方環境事務所(以下、「近畿事務所」という。)では、近畿地方(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)を対象に平成17年1月から近畿環境パートナーシップオフィス(以下「きんき環境館」という。)を設置し運営してきたところである。

本業務は、きんき環境館が環境教育等促進法の規定する国の役割を果たすため、また、全国のEPOと地球環境パートナーシップブラザ(以下「GEOC」という。)のネットワーク(以下「EPOネットワーク」という。)を活用するとともに、近畿地方の事情を踏まえて各種事業等を企画し、それを実施することにより、市民、NPO/NGO、行政、企業等、社会を構成する様々な主体による協働・連携の取組を広げ、効果的・効率的に環境保全活動、多種多様な環境施策への協力及びESD活動等を活性化させることを目的とする。

また、「第5次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)において、今後の環境政策は経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からイノベーションの創出や、経済・社会的な課題の同時解決を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築するための創造に取り組むことを目的とする。

(2) 近畿地方ESD活動支援センター運營業務

持続可能な社会の実現における人材育成の重要性に鑑みて我が国は2002年のヨハネスブルグ・サミットに「持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」を提案し、本提案に基づく検討の結果、国連でESDの国際推進枠組みが採択され、2005年から「国連ESDの10年」、2015年から「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」が推進された。2019年12月には、新たに2030年までの国際推進枠組みである「持続可能な開発のための教育:SDGs実現に向けて(ESD for2030)」が採択され、そのロードマップが、2020年11月にユネスコから公表されたところである。これらにおいて、ESDの強化とSDGsの17の全ての目標実現への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指すこととされた。我が国においても、これに沿った具体的な活動の展開が求められている。

我が国におけるESDの取組は、ESDに関する関係省庁連絡会議が2016年3月に決定した「ESD国内実施計画」に則って推進されてきた。本計画には、全国的なESD支援のためのネットワーク機能の体制を整備する方針が示された。これを受け、文部科学省と環境省は共同提案によって、2016年4月にESDを推進するための全国的なハブとなるべきESD活動支援センター(以下「全国センター」という。)を開設し、2017年7月から9月にかけて全国8ブロックに地方ESD活動支援センターを開設し、以降、継続して共同で運営している。

近畿地方においては、平成29年7月28日に近畿地方ESD活動支援センター(以下「近畿ESDセンター」という。)を開設し運営してきたところである。

本業務は、全国レベルでESD活動の支援を行う全国センターとの連携を図りつつ、広域ブロックにおけるESD推進ネットワークのハブ機能を担う地方センターを運用するものであり、ESD活動に関連する多様な主体の地域ネットワークの構築によりESDの質的向上及び量的拡大を図るとともに、地域のESDと域内外のESD活動をつなぎ、もって人づくりの側面からESDの目標であるSDGs実現への貢献に寄与することを目的とする。

2. 業務の内容

様々な主体による協働・連携の取組を通じた環境保全活動等を活性化するため、市民、NPO/NGO、行政、企業、金融機関等との連携を確保しながら、①法の拠点としての推進、②環境教育・ESD の推進について、企画書により提案した内容を踏まえて以下の業務を行う。

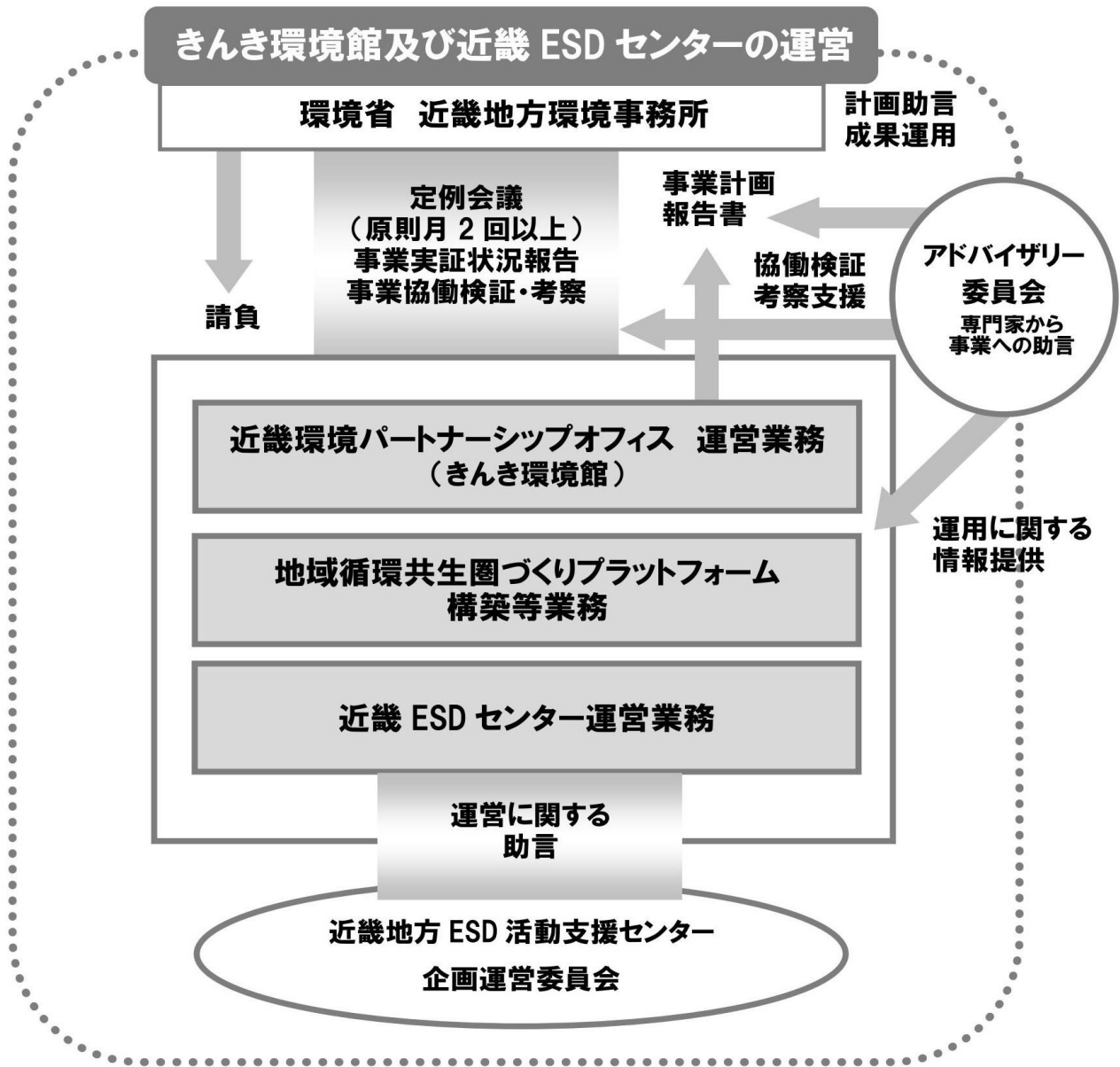
具体的な事業内容については、きんき環境館アドバイザー委員会及び近畿 ESD センター企画運営委員会において業務実施計画及び業務実施方針の検討を行った上で、近畿地方環境事務所（以下「近畿事務所」という。）と協議して決定する。

- (1) 業務実施計画（案）の作成
- (2) 運営委員会等の設置・開催
 - ア きんき環境館アドバイザー委員会の設置・開催等
 - イ 近畿 ESD センター企画運営委員会の設置・開催等
- (3) 基本業務
 - ア Web サイト等を活用した情報発信、PR
 - イ 相談対応・対話の場作り等
 - ウ 全国事業に関わる業務
 - エ 施設の維持・管理
 - オ 各種情報の受発信
- (4) 地域循環共生圏の創造に資するための推進業務
 - ア 地域プラットフォームの環境整備支援等業務
 - イ 地域循環共生圏プラットフォーム意見交換会等業務
 - ウ 環境省、GEOC が主催する下記の会議等への参加
 - エ 支援チーム派遣の団体の活動の情報共有
 - オ 森川里海推進ネットワーク形成会合の開催
 - カ 地域循環共生圏パートナーシップ基盤強化事業
 - キ その他
- (5) 近畿 ESD センター業務
 - ア ESD 活動に関する相談・支援を行うとともに ESD 活動に関する域内情報を収集し、域内外に発信するとともに、ESD 活動に関するプログラム・資料等を収集し、ESD 活動実践者等に提供する。
 - イ 域内外の多様な主体の連携促進、交流の機会の提供
 - ウ ESD 活動に関するネットワークの構築
 - エ 地域循環共生圏への協力、全国センターとの連携協力の推進等
- (6) 近畿地方環境事務所との協働による事業

●業務運営体制

きんき環境館および近畿 ESD センターの業務運営に当たり、「近畿環境パートナーシップオフィスアドバイザー委員会」を設置し、幅広い関係者の参画を得て業務を推進する。また、委員会前には、「近畿地方 ESD 活動支援センター企画運営委員会」を開催し運営に関する助言等をいただく。

各委員会は2回開催し、1回目は業務実施計画（案）や、今年度の業務方針について、2回目は業務実施報告（案）や次年度の業務方針についてそれぞれ協議する。業務実施にあたっては、各委員会での協議結果を参考にして実施することとする。



令和3年度 アドバイザー委員会委員

氏名	肩書	主な専門分野
宇高 史昭	NPO 法人木野環境 業務担当理事	企業 CSR
大野 智彦	金沢大学 人間社会研究域法学系 准教授	社会関係資本、環境ガバナンス
森 伊知郎	Future Creation Lab. オブリガード 代表	事業型環境 NPO 支援
中澤 静男	奈良教育大学 次世代教員養成センター 准教授	ESD
新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授	公共政策、コミュニティ・ガバナンス

令和3年度 近畿 ESD センター企画運営委員会委員

氏名	肩書		地域
上田 洋平	滋賀県立大学 地域共生センター 講師	大学	滋賀
宇高 史昭	NPO 法人 KES 環境機構 常務理事	企業支援	京都
尾上 忠大	公益財団法人吉野川紀の川源流物語 事務局長	ESD 拠点 (流域)	奈良
上村 有里	NPO 法人とよなか ESD ネットワーク 事務局長	ESD 拠点	大阪
清野 未恵子	ESD 推進ネットひょうご神戸 事務局長	ESD 拠点/大学	兵庫
庄田 佳保里	池田市立 3R 推進センター マネージャー	環境学習施設	大阪
中澤 静男	近畿 ESD コンソーシアム 事務局長	ESD 拠点/大学	奈良
長友 恒人	奈良教育大学名誉教授	大学	奈良
平嶋 健太郎	和歌山県立自然博物館 学芸課長	社会教育施設	和歌山
竜王 真紀	甲賀市甲南地域包括支援センター 所長	自治体	滋賀

●人員配置

業務担当等	氏名	肩書
全体統括	うえの ひろふみ 上野 浩文	コミュニケーションデザイナー
全体統括補佐 近畿 ESD センター運営：運営補佐 (非常勤)	なりやま ひろこ 成山 博子	ESD コミュニケーションプロデューサー
EPO 運営に関する業務：事業推進者・スタッフ	たなか たくや 田中 拓弥	科学コミュニケーター担当
EPO 運営に関する業務：事業推進者・スタッフ 近畿 ESD センター運営：業務事業推進者	まきた たかのり 蒔田 尚典	地域コーディネーター担当 ESD コーディネーター
近畿 ESD センター運営業務：運営スタッフ	なかざわ あつこ 中澤 敦子	地域教材化コーディネーター
EPO 運営に関する業務：運営事務補佐 (非常勤)	やまかわ あき 山川 亜紀	

●事業運営方針

■地域循環共生圏のインキュベーター*的に機能する、近畿環境パートナーシップオフィス

第五次環境基本計画で示された「地域循環共生圏」は、地域資源を持続可能な形で最大限活用しつつ、地域間で補完し支え合うことで、環境・経済・社会の統合的向上を図り、地方の人口減少や少子高齢化などの課題を乗り越えて、地域の新たな成長につなげようとしています。

そのためには、地域資源を生かした新たなビジネスモデル等を創出する意欲やアイデアが不可欠であり、各地域性を踏まえたビジネスモデル支援を行うインキュベーター機能への期待が高まっています。

とりわけ大都市を抱える近畿では、SDGsの達成に向け、環境に配慮した消費行動への転換を図りながら、各地域で大小の起業が活発に生まれ、それらがつながり合いながら循環する環境の整備が求められ、その中でインキュベーターが果たす役割は非常に大きなものと感じています。

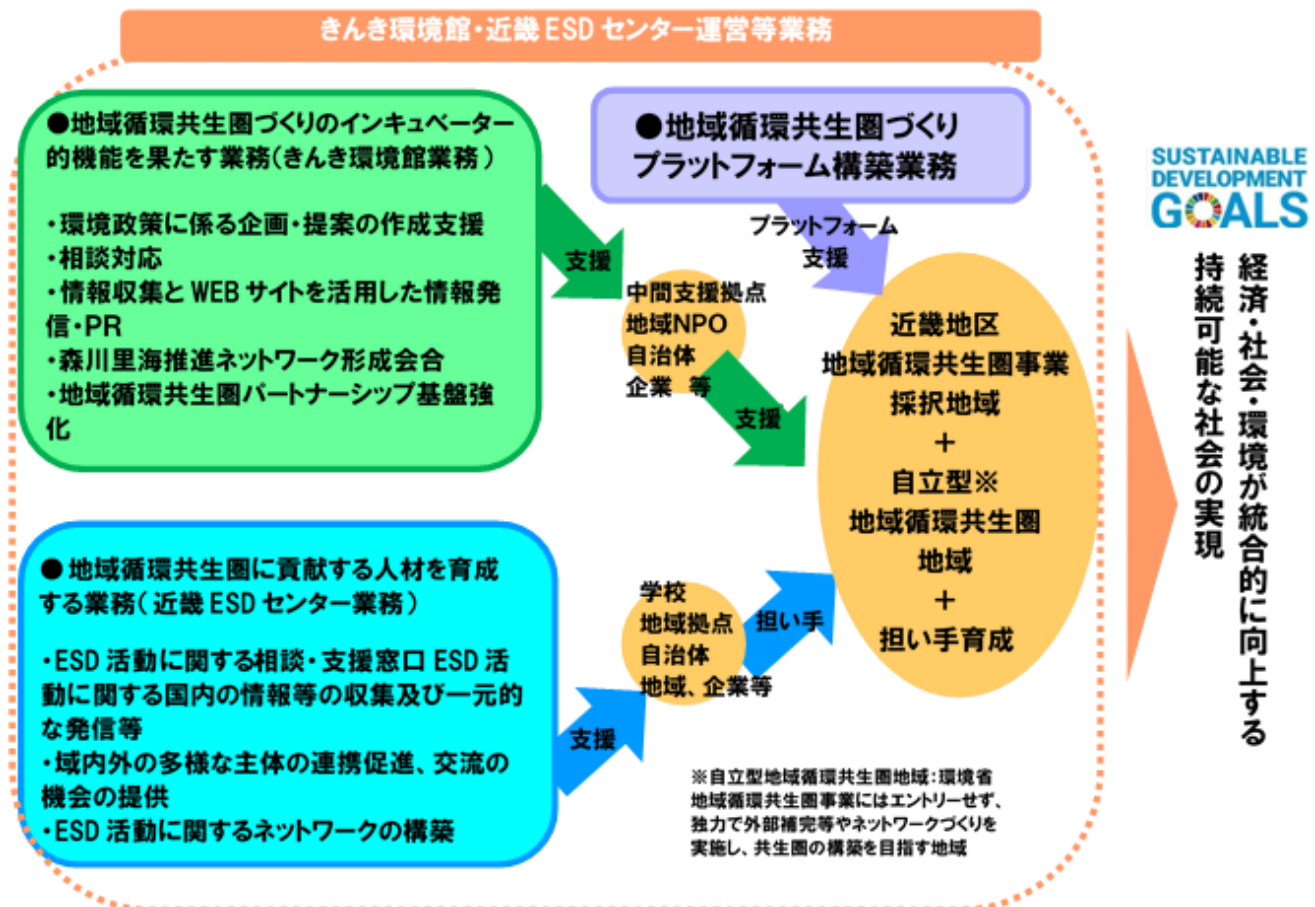
きんき環境館では、地域循環共生圏の構築に向け、その行動化の鍵となるターゲットを「地域の媒介機能（NPO/NGO、任意団体等）・自治体・企業（社会型企業）・大学」に焦点化し、過去の環境省地域支援事業（事業型環境NPO支援、協働加速化事業、同時解決事業等）で培ったネットワークやノウハウ、スタッフの専門性を投入し、地域循環共生圏構築の原動力となるプラットフォーム運営支援や協働の組織対応力強化、推進者・媒介者の育成、起業支援、各種助言・情報提供等の支援を行います。

また、近畿地方ESD活動支援センターでは、地域を教材にした学習指導案作成支援を通じて、学校、地域拠点、自治体、企業等の有機的なつながりを創出し、次世代を担う人材の育成を促します。

このように地域循環共生圏構築のインキュベーター的に機能する近畿環境パートナーシップオフィスとして、環境・社会・経済が統合的に向上する地域社会づくりに向けた取組を加速させていきます。

※インキュベーター:創出支援者

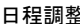


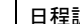



●2021年度の事業イメージ






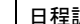



●事業実施計画

(1) 運営協議会の設置・開催

ア きんき環境館アドバイザー委員会の設置・開催等

仕様書	<p>本業務の実施に当たっては、NPO/NGO、行政、企業等、関係者の参加を得る必要があるため、「きんき環境館アドバイザー委員会」（以下「アドバイザー委員会」という。）を設置し、幅広い関係者（5名程度を想定）の参画を得て事業を推進する。アドバイザー委員会は年2回程度開催し、第1回のアドバイザー委員会において業務実施計画（案）や事業方針等について協議する。きんき環境館の事業は、アドバイザー委員会における協議結果を踏まえ、近畿事務所と合意を得た業務実施計画に沿って実施する。</p> <p>また、第2回のアドバイザー委員会においては、実施結果の検証・考察等について協議を行い、アドバイザー委員から得た評価及び助言を整理する。</p>											
実施行程	4月, 5月, 6月			7月, 8月, 9月			10月, 11月, 12月			1月, 2月, 3月		
	 日程調整資料作成								 日程調整資料作成			

イ 近畿ESDセンター企画運営委員会の設置・開催等

仕様書	<p>ESDの推進に取り組んできた自治体・企業の担当者、学識経験者、地方で環境保全活動に取り組んでいる専門家（10名程度）からなる近畿ESDセンター企画運営委員会（以下「企画運営委員会」という。）を設置する。地域のESD活動実践者等の支援や地域におけるESDの普及・啓発等の方策について、企画運営委員会での議論を踏まえて検討するとともに、検討内容を着実に実践し、結果を共有する。</p> <p>企画運営委員会は、年2回程度開催し、上半期に1回開催するほか、議論を受けた実践結果を下半期に報告する。</p>											
実施行程	4月, 5月, 6月			7月, 8月, 9月			10月, 11月, 12月			1月, 2月, 3月		
	 日程調整資料作成								 日程調整資料作成			

(2) 基本業務

ア Web サイト等を活用した情報発信、PR

① Web サイト、メールマガジン等での情報発信

仕様書	内容	きんき環境館の Web サイト、メールマガジン等を活用し、各事業の実施状況のほか、行政機関の動き、公募・助成金情報、イベント情報等を地域内外に発信する。また、必要に応じ、電話、FAX、チラシ、メーリングリスト等の活用による情報発信も行う。											
実施行程		4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月		
		● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●
		● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●
													→
実施計画	○Webサイトでの発信：ブログ更新（月2回程度）、インフォメーション更新 ○メールマガジンでの発信：メールマガジンの発行（月2回程度）、登録者情報管理（随時）												
中期目標	きんき環境館事業参加者の70%以上がきんき環境館 Web サイトやメールマガジンなど、きんき環境館が発信する情報を活用している状態												

② 動画系 SNS (YouTube) での情報発信

仕様書	内容	きんき環境館の Web サイト、メールマガジン等を活用し、各事業の実施状況のほか、行政機関の動き、公募・助成金情報、イベント情報等を地域内外に発信する。また、必要に応じ、電話、FAX、チラシ、メーリングリスト等の活用による情報発信も行う。											
実行程		4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月		
		企画立案 関係者調整			収録	編集	配信	編集・発信					
実施計画	内容	<p>○地域循環共生圏講演会の収録・編集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期：収録（7月）、編集（8月）、配信（9月） ・講師：環境省環境計画課職員（佐々木室長／大胡田氏）、地域循環共生圏 PF 事業での実践団体（亀岡市、小田原市、根羽村等）、専門家・有識者（谷中氏、涌井氏、鬼澤氏等） ・内容案： <ul style="list-style-type: none"> 【第1部】地域循環共生圏に関する考え方の説明、事例紹介、持続可能な地域づくり・地域資源が循環する社会づくりに向けて「地域循環共生圏づくり」の意義を専門的視点から説明。（全体で 60～90 分程度の内容を想定）。講演者ごとに動画を分ける。 【第2部】質問回答と意見交換の時間（配信内容への質問・コメントを受けて対応。第1部配信終了後に準備し、1週間後を目安に配信する。） ・配信方法案：第1部を収録・編集し、YouTube 動画として配信する（視聴無料、事前申込制）。参加者から寄せられた質問・コメント（メール）を集約して、講演者にフィードバックする。第2部では、これらの質問・コメントに対して、主なものは、オンライン配信にてリアルタイムに回答する。その状況は録画しておき、後日 YouTube 配信する。細かな質問に対しては、個別対応して、回答をまとめてきんき環境館 Web サイトに掲載する（YouTube 概要欄からもリンクを貼る）。 ・広報案：地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム、関西 SDGs ネットワーク、地域循環共生圏 Facebook、自治体 SDGs アンケート回答地域。その他、ローカルベンチャー・源流サミット等のネットワーク、地域おこし協力隊・空き家・移住等のネットワークのイベント情報が掲載されているページへの掲示。 											
	対象	地域の NPO/NGO・任意団体、大学、中間支援拠点、企業等事業者											
	規模	1回											
中期目標	きんき環境館事業参加者の 70%以上がきんき環境館 Web サイトやメールマガジンなど、きんき環境館が発信する情報を受信・活用している状態												

イ 相談対応・対話の場作り等



① 相談対応

仕様書	内容	環境教育等促進法第 19 条第 1 項に基づく国の拠点として、各種情報紹介及び相談に対応し、必要に応じて助言や各種会合への参加等を行う。 また、必要に応じてパートナーシップ形成のための対話の場作り、過去に対応した案件についてのフォローアップを行う。											
実施行程	4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月			
実施計画	環境教育・協働取組・地域循環共生圏などに関する個別相談に対応する。												
中期目標	きんき環境館事業参加者の 70%以上がきんき環境館 Web サイトやメールマガジンなど、きんき環境館が発信する情報を活用している状態。												

② 情報交換会（脱炭素）

仕様書	内容	環境教育等促進法第 19 条第 1 項に基づく国の拠点として、各種情報紹介及び相談に対応し、必要に応じて助言や各種会合への参加等を行う。 また、必要に応じてパートナーシップ形成のための対話の場作り、過去に対応した案件についてのフォローアップを行う。											
実施行程	4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月			
実施計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・時期：8月 ・場所：大阪市内 ・内容案： <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素に関わる環境省の動向と主要な個別事業に係る説明（事前に提供できる動画がすでにある場合は、その動画を閲覧した上での質疑応答・意見交換をおこなう） ・脱炭素・ゼロカーボンシティを目指す先行事例（ゼロカーボンシティに向けて積極的に施策に取り組んでいる自治体・具体的な成果を各種指標において得ている自治体の事例）を学ぶ。 ・参加者同士で取組紹介をおこない、お互いの取り組みが進むようなポイントやコツを整理する。 											
	対象	脱炭素に繋がるまちづくりを目指す自治体職員											
	規模	10～20 名程度											
中期目標	近畿管内の自治体職員を対象とした自治体プラットフォームを通じて 40 以上の自治体へ環境政策に関わる企画・提案の作成及び実践力向上の支援を行う												

③ 情報交換会（環境教育等促進法）

仕様書	内容	<p>環境教育等促進法第19条第1項に基づく国の拠点として、各種情報紹介及び相談に対応し、必要に応じて助言や各種会合への参加等を行う。</p> <p>また、必要に応じてパートナーシップ形成のための対話の場作り、過去に対応した案件についてのフォローアップを行う。</p>											
実施行程		4月, 5月, 6月			7月, 8月, 9月			10月, 11月, 12月			1月, 2月, 3月		
			企画立案 関係者調整・広報 				情報交換会開催(促進法) 						
実施計画	内容	<p>○担当者への事前ヒアリング（近畿2府4県4政令市） 対象となる近畿2府4県4政令市の環境教育担当者への取材を実施し、環境教育施策の現状・課題、本情報交換会へのニーズ等について情報収集を行う。</p> <p>○情報交換会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期：11月 ・場所：大阪市内 ・内容案：環境教育等促進法による環境教育・環境保全活動・協働取組の推進やそれによる地域循環共生圏・SDGs・脱炭素社会の実現に関する取組について具体的事例から意見交換する。（テーマは事前ヒアリングにより決定する。） 											
	対象	2府4県4政令市環境教育担当者											
	規模	10名程度											
中期目標	近畿管内の自治体職員を対象とした自治体プラットフォームを通じて40以上の自治体へ環境政策に関わる企画・提案の作成及び実践力向上の支援を行う												

ウ 全国事業に関わる業務

仕様書	各地方 EPO 間の連携強化と情報共有を目的とした全国 EPO 連絡会議（年 2 回程度を想定へ出席する。 また、上記業務の進行管理や連絡調整の目的で開催される会合等に必要に応じて出席する。											
実施行程	4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月		
			●				EPO 連絡会への出席					●
実施計画	・全国 EPO 連絡会議（2 回程度、香川県、東京都を想定）へ出席する。											

エ 施設の維持・管理

仕様書	きんき環境館の設備等を維持・管理するために必要な業務を行う。また、民間団体等が環境保全に関する情報交換や交流を図る機会を増やすため、他団体の発行する機関誌等の配布スペースの確保、関連図書の閲覧の対応等を行う。											
実施行程	4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月		
	きんき環境館の運営											
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に応じたきんき環境館の開閉館を行う。 ・きんき環境館に届いた機関紙は即日配架する。 ・定期的に配架スペースの機関紙等の整理を実施する。（月 1 回程度） 											

オ 各種情報の受発信

仕様書	アからエの基本業務を実施する中で、環境省（環境省からの依頼に基づく他団体を含む）からの各種情報の受発信など併せて対応する。											
実施行程	4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月		
	環境省からの情報の受発信											
実施計画	・環境本省、近畿地方環境事務所等からの依頼等に適切に対応する。											

(3) 地域循環共生圏の創造に資するための推進業務

ア 地域プラットフォームの環境整備支援等業務

仕様書	内容	<p>環境整備のプロセスにかかる支援として、構想策定・事業計画策定・ステークホルダーの組織化の各過程に応じた伴走支援（関係者との調整支援、会議運営にかかる助言、人材育成の支援、採択団体がマンダラ作成を通じて行う課題整理・協働取組の各過程の支援、事業発掘のプロセス支援）を近畿事務所担当官とも相談の上、提供する。</p> <p>地域循環共生圏プラットフォーム登録団体や過年度の採択団体（4団体）にむけて、必要に応じて、環境ローカルビジネスづくりの情報提供などに努める。</p> <p>また、年度当初に活動団体（新規採択。4団体程度を想定。）の事業中期目標及び年間計画など伴走支援に必要と思われる事項についてヒアリングを行う。ヒアリング結果と支援計画等を GEOC に提出する。</p>											
実施行程		4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月		
	ヒアリング	●●●			環境整備の伴走支援			→					
実施計画		<p>○新規採択団体（4団体）に対して、地域の強み、今年度の取組内容やそれに係る課題、懸案事項等についてヒアリングを実施する。（各団体1回以上）</p> <p>時期：4月</p> <p>形態：オンラインもしくは現地訪問にて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箕川未来協議会 ・多賀町 ・公益財団法人八木町農業公社 ・天理市環境連絡協議会 <p>○近畿内の地域循環共生圏プラットフォーム登録団体や過年度の採択団体（4団体）への情報提供</p>											
中期目標		各採択団体、ヒアリング1回以上											


イ 地域循環共生圏プラットフォーム意見交換会等業務

仕様書	内容	<p>各活動団体が行う環境整備を推進するための意見交換会の後方支援、当日運営（進行、議事録の作成等）を担い、開催結果を取りまとめて GEOC に報告する。</p>											
実施行程		4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月		
					企画検討 関係者協議・周知			意見交換会			●●●		
実施計画	内容	<p>○新規採択団体（4団体）に対して、各団体が地域循環共生圏やその取組についての共通理解が進む意見交換会になるよう、地域特性や地域課題に配慮して開催を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期：9-11月 ・場所：採択団体が活動する地域内にて開催（対面を想定） ・内容案：地域版曼荼羅の作成に向けた事例提供及びワークショップ（詳細は採択団体ごとに主要メンバーと相談して決定する。） 											
	対象	採択団体のプラットフォームメンバー											
	規模	採択団体ごとに10主体程度											
中期目標		採択団体ごとに10主体以上の参加											

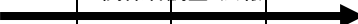
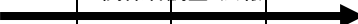
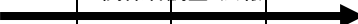
ウ 環境省、GEOC が主催する下記の会議等への参加

仕様書	環境省、GEOC が主催する下記の会議等への参加 ①環境省が主催する地域循環共生圏の支援に向けた成果報告会（1回、都内、3月、2泊3日を想定。） ②GEOC が主催する情報交換会（1回、都内、2日程度、5月開催を想定） ③GEOC が主催する中間報告会（3回程度、1回あたり3時間程度、オンラインを想定） ④GEOC が主催する作業部会（2回程度、都内、1回あたり3時間程度） ⑤GEOC が主催する共有会（3回、1回あたり3時間程度。1回は都内、2回はオンラインを想定） ⑥GEOC が主催するブロック別共有会（地域ブロック毎に年に1回程度、オンラインを想定。） 上記、各種会議等に参加する。成果報告会、情報交換会、中間報告会に向けては活動団体の資料作成等を支援し、当日の意見交換を補佐する。											
実施行程	4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月		
		情報交換会 ●			●	ブロック別共有会 ●	作業部会 ●	中間報告会 ●	●	●		成果報告会 ●
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・成果報告会（1回）に出席する。 ・情報交換会（1回）に出席する。 ・中間報告会（3回程度）に出席する。 ・作業部会（2回程度）に出席する。 ・共有会（3回）に出席する。 ・ブロック別共有会（1回程度）に出席する。 											

エ 支援チーム派遣の団体の活動の情報共有

仕様書	地域循環共生圏全国事務局が、近畿管内において実施する支援チーム派遣に関しては、その進捗状況を把握するとともに、全国事務局請負者の求めに応じ制度設計に助言する。											
実施行程	4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月		
						情報交換・情報提供						
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・支援選定団体への支援内容の設計に関して全国事務局へ助言を行う。 ※令和3年度事業化支援選定団体 <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人東近江三方よし基金 ・環境アニメイティッドやお 											

オ 森里川海推進ネットワーク形成会合の開催

仕様書	<p>内容</p> <p>地域循環共生圏の国民運動である森里川海プロジェクトの推進のため、自然の恵みを引き出し、経済性を伴ってまわる仕組みづくりとそれを支えるライフスタイルへの変革の機運を醸成するため、地域の一次産業・三次産業、さらに地域の自治体、企業、金融機関などを巻き込んだ情報交換会を実施する（年2回、20名程度の会合とする。）。狙いとして、地域における自然資源のワイズユース（生態系が維持されつつ、水産物などの「恵み」を持続的に得ることができる保全とバランスが取れている利用）にスポットをあて、その重要性や文脈を共有することで地域における森里川海運動の促進につなげる。</p> <p>形成会合の開催にあたっては、森里川海プロジェクト（環境省自然環境局自然環境計画課）と連携して、アンバサダーや賛同企業等へ会合の案内など情報の受発信を行う。</p>																								
実施行程	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td colspan="3">4月,5月,6月</td> <td colspan="3">7月,8月,9月</td> <td colspan="3">10月,11月,12月</td> <td colspan="3">1月,2月,3月</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"> 企画立案 関係者調整・広報  </td> <td colspan="3"> 形成会合開催 ● ● </td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月						企画立案 関係者調整・広報 			形成会合開催 ● ●					
4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月																
			企画立案 関係者調整・広報 			形成会合開催 ● ●																			
実施計画	<p>内容</p> <p>○令和3年度森里川海地域循環共生圏カフェ^{※①}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期：10月 ・場所：調整中 ・内容案：森里川海に関わる講演、パネルディスカッション、環境省からの情報提供、ワークショップ（意見交換）。可能であれば地域資源に触れる時間（エクスカージョン）をとまなう。 <p>○令和3年度森里川海地域循環共生圏カフェ^②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期：11月 ・場所：調整中 ・内容案：森里川海に関わる講演、パネルディスカッション、環境省からの情報提供、ワークショップ（意見交換）。可能であれば地域資源に触れる時間（エクスカージョン）をとまなう。 <p>開催地（候補）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀の川流域（平成31年度地域循環共生圏構築推進地域ブロック会議設立支援業務での支援地域） ・丹波市、大阪市、宇治市、近江八幡市（「令和2年度EPO業務「ウ．環境政策に係る企画・提案の作成支援」の「①地域循環共生圏事業提案に向けた勉強会」に参加した自治体） <p>※カフェ：参加者が気軽にお茶を飲みながら対話する場</p> <p>対象 自治体職員、地域のNPO/NGO・任意団体、大学、中間支援拠点、企業、金融機関等。</p> <p>規模 20名程度</p>																								
中期目標	<p>（セミナー（講演会）・カフェ・ミーティング（企画提案書の「①環境基本計画に沿った支援事業」全体での目標）3年間で150名以上の潜在的人材・12以上の中間支援拠点・30以上の自治体への働きかけ</p>																								

カ 地域循環共生圏パートナーシップ基盤強化事業

仕様書	内容	<p>地域の企業、金融機関等の参加する情報交換会やワークショップ等の開催、地域循環共生圏創造の推進主体となり得る企業・金融機関とのパートナーシップの形成を促進するための業務を行い、ネットワークを形成する。(4回程度)。</p> <p>GEOCが開催する事業検討会議に参加(都内、2回程度、各回3時間程度を想定)し、ネットワーク構築のプロセス、意見交換等の場の運営、案件形成などに対して情報共有をするほか、有効な手段などについて議論を行う。</p> <p>GEOCが開催する情報交換会(オンライン、2回程度、各回3時間程度を想定)に参加し、情報収集などを行う。</p>											
実施行程	4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月			
			<p>企画立案 関係者調整・広報</p>										
実施計画	<p>○情報交換会の開催 通年テーマ：「ローカルSDGsを推進するための金融機関との協働」 対象：・地域循環共生圏づくりに関心のある多様な主体(自治体、地域組織) ・近畿財務局の地域経済エコシステムの取組に関係している主体(金融機関、企業、自治体)。 ・エコファースト企業。SDGs、RE100、脱炭素等に熱心な企業。SBT参加企業、TCFD賛同企業、RE100推進企業、再エネ100宣言RE Actionの参加企業・団体。 ・一般社団法人全国銀行協会が提供する「全国銀行ecoマップ」)に紹介されている近畿の金融機関(池田泉州銀行、関西みらい銀行、紀陽銀行、京都銀行、滋賀銀行、但馬銀行、南都銀行、みなと銀行、りそな銀行など)</p> <p>第1回：企業・地域団体によるローカルSDGsの推進 ・時期：9月 ・場所：オンライン ・内容：講演(講師候補：谷中氏、吉弘氏(アドバイザー))、地域循環共生圏の取組事例紹介、環境省からの情報提供(支援メニュー紹介、企業・団体が参画できる事業)、財務局からの情報提供</p> <p>第2回：自治体によるローカルSDGsの推進 ・時期：10月 ・場所：オンライン ・内容：講演(自治体の部門間連携・地域間連携に関わる内容)(講師候補：自治体担当者)自治体が地域循環共生圏を創出し、地域活性化に結び付けようとしている事例紹介(候補案：亀岡市、東近江市、吹田市・能勢町)</p> <p>第3回：中間支援拠点によるローカルSDGsの推進 ・時期：11月 ・場所：オンライン ・内容：講演(地域資源を生かす協働のための中間支援の役割)(講師候補：島岡氏(神奈川県立保健福祉大学)、事例案：公益財団法人うなんコミュニティ財団、特定非営利活動法人仕事人倶楽部) 地域循環共生圏創出において分野を越えたネットワーク構築・資金調達について中間支援している事例(候補案：八尾市、雲南市、北岩手)</p> <p>第4回：ローカルSDGs推進のための協働ガバナンス</p>												

	<ul style="list-style-type: none"> ・時期：12月 ・場所：オンライン ・内容：講演（ローカルSDGs推進のための協働ガバナンス）（講師候補：佐藤氏（東京都市大、環境省・協働取組加速化事業AD委員長）、意見交換 <p>○GEOCが開催する事業検討会議、情報交換会への参加</p> <p>※企画提案書の“地域循環共生圏のインキュベーション的機能”のうち、「①環境基本計画に沿った支援事業」のミーティング、「②中間支援機能の強化」、「③環境政策に係る企画・提案の作成支援」を、事業の「カ 地域循環共生圏パートナーシップ基盤強化事業」で実施する。 具体的には、「地域循環共生圏づくりのための協働の学び合いネットワーク」に、“ミーティング”、“近畿地域循環共生圏中間支援機能研究会”、“地域循環共生圏事業提案に向けた勉強会”、“近畿地方地域循環共生圏プラットフォーム研究会”の4つの機能を含めている。</p>
中期目標	<p>○中間支援機能の強化（企画提案書項目で記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年間で3団体以上のEPO的機能を有する中間支援機能の創出を目指す。 <p>○環境政策に係る企画・提案の作成支援」（企画提案書項目で記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿管内の自治体職員を対象とした自治体プラットフォームを通じて40以上の自治体へ環境政策に関わる企画・提案の作成及び実践力向上の支援を行う。

キ その他

仕様書	アからカの業務を通じて、地域での地域循環共生圏に通じる担い手（団体等）を把握し、地域循環共生圏に関する情報を提供するほか、関係性を構築する。											
実施行程	4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月		
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・業務で知り合った担い手をリスト化し、メールマガジン等を通して地域循環共生圏の情報提供を行う。 ・上述の担い手に対しては、継続的につながることを意識し、地域循環共生圏づくりの輪が広がるように、きんき環境館が実施するセミナー等のイベント情報を広報する。 ・「環境省ローカルSDGs」企業等登録制度、「環境省ローカルSDGs」実践地域等登録制度に関する情報提供を定期的に行い、登録を促す。 											

(4) 近畿 ESD センター業務

ア ESD 活動に関する相談・支援、ESD 活動に関する域内情報の収集・発信、ESD 活動に関するプログラム・資料等の収集・提供

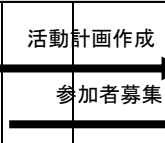
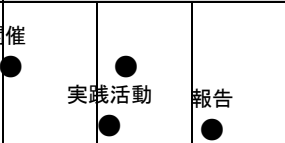
① ESD 活動に関する相談・支援

仕様書	内容	地域の ESD 活動実践者・実践団体（学校や社会教育施設、NPO/NGO、企業等）等（以下「ESD 活動実践者等」という。）から、ESD 活動を実践するに当たって相談や支援の要請があった場合は、適切に対応する。加えて、ESD 実践に関心を持つ主体に働きかけ積極的に支援する等により、ESD 活動の普及に努める。											
実行程		4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月		
		相談対応											
実施計画		ESD 活動実践者、自治体等からの ESD 活動を実践・支援する際の相談に対して、助言・情報提供を行う。近畿 ESD センターのネットワークを生かして ESD 実践のための講師・ESD 地域拠点等の紹介、事例紹介等も含めて、人材・教材等の情報提供を適切に行う。											

② 地方センターWeb サイトのコンテンツ等の作成、運用等

仕様書	内容	地域の ESD 活動事例や地域の ESD の推進に役立つ情報等を発信するために、地域情報を収集・整理し、全国センターが運用する Web サイトに設けられる地方センターのページに情報を掲載する。地域情報には、少なくとも、「地域教材」「地域の ESD 支援者・支援内容リスト」「地域で実施される体験プログラム」「ESD 関連の体験施設・場」「地方センターによる多主体共同事例」を含めることとし、情報収集においては、必要に応じて地域 ESD 拠点と連携する。											
実行程		4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月		
		全国/地方 Web サイトでの発信											
実施計画		<ul style="list-style-type: none"> 近畿 ESD センターWeb サイトにおいて、ESD 推進に向けた一次情報（学校・自治体・地域拠点が連動した取り組み事例やその推進に向けて役に立つ情報）、二次情報（ESD に関するイベント、公募・助成金等）の発信を行う。 近畿 ESD センターWeb サイトに、8つの地方 ESD センター共通カテゴリの ESD 情報を掲載する。ESD 情報については、新たな事例のヒアリング、過去にヒアリングした内容の整理、Web で収集する。 掲載するカテゴリ：「地域教材」「地域の ESD 支援者・支援内容リスト」「地域で実施される体験プログラム」「ESD 関連の体験施設・場」「地方センターによる多主体共同事例」											
中期目標		3年間で100件以上のWeb サイトでの情報発信											

イ 域内外の多様な主体の連携促進、交流の機会の提供

仕様書	内容	<p>ESD 活動推進に資するテーマを定めて地域内外の ESD 関係者に交流と学び合いの機会を提供することを目的に、環境省、文部科学省及び ESD 全国センターが共催する ESD 全国フォーラムに分科会活動を提案し、以下①～⑤の要領で実施する。</p> <p>①活動計画の作成：テーマ設定、中核となる実践者または講師（以下「講師等」という。）の選定を行い、6 月末を目安に年間活動計画を作成する。テーマ設定に当たっては、全国センターと調整の上、環境省担当官と協議する。活動計画には、1 回以上の実践活動を含むこととする。</p> <p>②交流者の参加募集：ESD 推進ネットワークも活用して全国から分科会参加者を募集する。主要な参加対象として地域推進拠点を想定し、域内の地域推進拠点に対して、いずれかの分科会に参加するよう呼びかける。</p> <p>③学び合いの実施：テーマについて参加者と交流して学び合うために、勉強会・意見交換会等を 5 回程度実施する（原則としてオンライン開催を想定）。</p> <p>④実践活動：講師等と相談して実践活動を企画し、上記③において活動内容に対する意見交換を経て、11 月末までをめどに、実践活動を実施する。必要に応じて、関係者との調整及び資材の準備、参加者募集、広報等を行う。コロナ感染防止の観点から、ESD 学習者が参加するオンラインイベントの開催も、実践活動に含むこととする。</p> <p>⑤報告：全国フォーラムで活動結果を報告する。報告内容には、実践活動に向けての準備、工夫点や特色、参加者数、実践結果概要（参加した学習者の人数を含む）、振り返りを含むものとする。報告方法・様式等は、全国センターと相談する。</p>											
実施行程	4 月, 5 月, 6 月			7 月, 8 月, 9 月			10 月, 11 月, 12 月			1 月, 2 月, 3 月			
													
実施計画	内容	<p>○テーマ別の学び合い促進の場となる分科会の開催（企画検討中）</p> <p>テーマ案：脱炭素社会の実現に向けて、市民の行動変容を促す学習プログラム等の質の向上 講師案：中澤静男氏（近畿 ESD コンソーシアム） 実践者案：公益財団法人 京都市環境保全活動推進協会（地域 ESD 拠点） 参加対象：主として地域 ESD 拠点。その他学校教員、環境教育/ESD に取り組む自治体職員、企業等</p> <p>【1 回目】 時期：7 月下旬 内容：分科会における実践者・講師の紹介と参加者の関係性作り（お互いの活動内容等の紹介含む）実践構想についての共有、ESD・SDGs の理解促進（講師による講義の後質疑・応答）</p> <p>【2 回目】 時期：8 月下旬 内容：学校と連携して ESD 授業を進めている優良実践プログラム事例の紹介と参加者同士の意見交換・分析</p> <p>【3 回目】 時期：9 月中旬 内容：実践者による活動計画（学習プログラム）の発表・意見交換、講師からの助言</p> <p>【4 回目】 時期：10 月中旬 内容：各拠点の学習プログラムを発表・意見交換</p> <p>【5 回目】 時期：11 月中旬 内容：実践活動の振り返りと意見交換</p> <p>【実践】 時期：11 月初旬 内容：実践者による学習プログラムの実践もしくは学校教員を交えたプログラムブラッシュアップのための検討会を行う。（詳細は実践者と調整する）</p> <p>【全国フォーラムでの報告】 時期：12 月 10・11 日 内容：分科会活動での学び合いと実践活動の報告を行う。講師等を中心に報告）</p> <p>※分科会 5 回の形態はすべてオンラインで実施。（実践は対面の可能性あり）</p>											
対象		地域 ESD 拠点、環境教育/ESD に取り組む自治体職員・学校教員											

	規模	10～20 名程度
中期目標	ESD 学習指導案事例創出実施未地域で 3 事例以上創出し、地域 ESD 拠点が 5 拠点以上学習プログラム実施に伴う質の向上を図り経験値を得る。	

ウ ESD 活動に関するネットワークの構築

① ESD 推進ネットワーク地域フォーラムの開催

仕様書	内容	<p>全国フォーラムの地域版として、地域における多様なステークホルダーが一堂に集い、地域ネットワークの形成を構築する機会として、ESD 推進ネットワーク地域フォーラム（以下「地域フォーラム」という。）を開催する（1回。1日程度）。地域フォーラムの開催に当たってチラシ等を電子媒体で制作（（例）A4、両面カラー、表裏2ページ）し、主たるステークホルダーに連絡して参加を募る（定員は100名程度を上限として想定）。コロナ感染防止等のためオンラインで開催する場合も、参加者間のネットワーク形成につながる交流の機会を確保すること。</p> <p>地域フォーラム当日は、地域 ESD 拠点や ESD 実践者等を交えて、地域における ESD 活動の課題やニーズ等を把握するとともに、地域 ESD 拠点との連携による普及・啓発の効果的な手法等について意見交換を行う。</p>											
実施行程	4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月			
							企画立案 関係者調整・広報			ESDフォーラムの開催			
実施計画	内容	<p>近畿 ESD フォーラムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期：1月（10月広報） ・形態：対面とオンライン ・対象：ESD を実践する教員、地域で ESD を推進する拠点、自治体職員その他教員を目指す学生等 ・内容案： <ul style="list-style-type: none"> ①基調講演 <ul style="list-style-type: none"> ・ ESD/SDGs の知識・理解を深める。（実践指導意欲を高める。） ②実践事例 <ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活かした ESD を学校でどのように展開していくのかについて、実践事例を通じて知る。（地域資源を活用した ESD 学習指導案を学ぶ。） ③脱炭素に資する学習プログラムの紹介 <ul style="list-style-type: none"> 分科会活動の成果を紹介する。 ④グループワーク <ul style="list-style-type: none"> ESD/SDGs を推進する仲間との交流により、さらなる行動化を促す機会とする。連携に向けたつながりの機会を得る。 											
	対象	ESD に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている学校関係者、自治体、拠点等の多様な主体											
	規模	100名程度											
中期目標	ESD フォーラムへの参加者延べ 300 名以上												

② 地域 ESD 拠点等の ESD 活動の支援

仕様書	<p>地域 ESD 拠点等との間で情報共有やイベント協力（共催、後援、助言、関係者の紹介、周知の協力）等の連携を図ることにより、地域における ESD 活動を支援する。</p> <p>また、ESD 活動実践者等に対する情報発信や調整等を行うとともに、地域 ESD 拠点の登録手続においては登録審査を行う全国センターに対する情報提供等を行う。</p>											
実施行程	4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月		
				地域 ESD 拠点の活動支援								
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域 ESD 拠点の持つ情報を収集して ESD センターWeb サイト等で発信する。 ・企画運営委員の推薦を受けるなど、地域 ESD 拠点としてふさわしく、地域 ESD 拠点に関心のありそうな団体・組織に拠点登録について案内する。 											


③ 地域で ESD を推進する拠点のニーズの把握

仕様書	内容	地域で ESD 活動のネットワークを形成していくために、地方 ESD センターと地域で ESD を推進する拠点の役割分担や連携手法等について、地域で ESD を推進する拠点（2 拠点程度）へのヒアリングを実施し、地域の課題やニーズをとりまとめるとともに、ヒアリング結果を近畿 ESD センターホームページ等にて発信する。											
実施行程	4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月			
	地域で ESD を推進する拠点の取材			地域で ESD を推進する拠点の情報発信									
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の ESD を推進する拠点にヒアリングを行い、ニーズ等を把握する。：2 拠点程度 < 拠点候補地ヒアリング先候補（案） > 氷上回廊水分れフィールドミュージアム（兵庫） 伊丹市昆虫館（兵庫） あまがさき環境オープンカレッジ（兵庫） こども環境活動支援協会 LEAF（兵庫） 海と空の約束プロジェクト（兵庫） アドベンチャーワールド（和歌山） 公益財団法人淡海環境保全財団（滋賀） 箕面ユネスコ協会（大阪） ・拠点のヒアリングをもとに、学校教員の ESD の授業づくりに活用できるように、活動や展示内容を ESD の視点で紹介するレポートを作成し、近畿 ESD センター Web サイトにて情報発信する。 												
中期目標	地域 ESD 拠点登録は拠点のニーズの把握を行った拠点から毎年 1 件以上の登録を目指す。												

エ 地域循環共生圏への協力、全国センターとの連携協力の推進等

仕様書	<p>3（2）イ、（5）ア～ウの実施に当たっては、ESD の考え方をベースに、第五次環境基本計画において提唱された「地域循環共生圏」を実現する人づくり（多様なステークホルダーとの連携を図りながら地域資源を発掘し、持続可能な地域づくのために活用することで、環境・経済・社会の関係性を理解し、パートナーシップの深化、他地域との交流等を進めることのできる「人づくり」の取り組みの在り方）についても考慮する。</p> <p>さらに、全国センターが実施する会議（企画運営委員会 2 回、ESD 活動支援センター（全国・地方）連絡会 2 回、ESD 全国フォーラム 1 回を想定）に出席し、また、同センターの求めに応じて情報提供や資料作成・提供等について積極的に協力するとともに、同センターが定期的実施する ESD 推進ネットワークの活動状況調査等に対しても積極的に協力・対応する。</p>											
実施行程	4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月		
	●			連絡会への出席			ESD 全国フォーラムへの出席			●		
				●			企画運営委員会への出席			●		

(5) 近畿地方環境事務所との協働による事業

仕様書	内容	<p>令和3年3月8日時点において、全国では310自治体（33都道府県、277市区町村）が2050年ゼロカーボンシティを目指すことを表明された。うち、近畿地方では4府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県）と29市町が表明されている。</p> <p>地域における脱炭素社会を実現するためには、5年の集中期間に既存の技術をフル活用し足元からできることを直ちに実行する先行モデルケースづくりが求められている。</p> <p>近畿事務所職員が行う近畿管内の地方自治体及び企業等の意向及び課題把握等の調査及び検討の支援を行う。</p> <p>①近畿事務所職員が行う調査（12回程度、2府4県12団体程度を想定）の後方支援、当日運営（進行、議事録の作成等）を担い、調査結果を取りまとめて近畿事務所職員に報告する。</p> <p>②近畿事務所職員が行う検討の支援（補足情報の提供、助言等）を行う。</p>													
実施行程	4月,5月,6月			7月,8月,9月			10月,11月,12月			1月,2月,3月					
	● ●			ヒアリング同行 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●			● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●			<p>取りまとめ</p> 					
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会に繋がる取り組みについてヒアリングを実施する：12回程度 ※ヒアリング先は近畿地方環境事務所が選定 ・ヒアリング結果のとりまとめを行い、近畿地方環境事務所に報告する。 														